



# 島根県報

号外第五六号

平成十五年三月二十八日  
(金曜日)

## 島根県規則第六十六号

島根県知事 澄田信義

島根県会計規則の一部を改正する規則  
島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第二十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、出納機関又は収入分任出納員は、別に定める収入については、領收証書の発行を省略することができる。

第六十四条中「製造の」を「製造その他についての」に改める。

別表第一中	身体障害者授産センター	身体障害者更生相談所
タ一	中山間地域研究センター	来島県有林事務所

に改める。

身体障害者授産センター	身体障害者更生相談所
タ一	中山間地域研究センター

様式第八号その一の裏面、様式第十一号の裏面、様式第二十四号の二の裏面、様式第四十二号その一の裏面及び同様式その二の裏面中「、恵美町支店、島根町支店、大田市支店、津市町支店、寒河江町支店、大社町支店、和江町支店、西郷支店、都万村支店、平田市支店、浜田市支店及び益田市支店」を「及び支店」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

## 規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

## 訓令

## 島根県訓令第十八号

会計課  
審査課

島根県会計事務決裁規程（昭和四十七年島根県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第二条第六号中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十号）」に改める。

## 附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。